

第1回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会
議 事 録

【日 時】2024（令和6）年5月1日（水） 午後2時30分～3時05分

【場 所】さくらリサイクルセンター 大会議室

【出席者】

伊賀市長 岡本 栄

名張市長 北川 裕之

笠置町長 山本 篤志

南山城村長 平沼 和彦

三重県環境生活部環境共生局 廃棄物対策総括監 西田 憲一

京都府総合政策環境部 技監 笠原 淳史

伊賀市人権生活環境部 部長 瀧口 嘉之

名張市地域環境部 部長 野口 泰弘

笠置町税住民課 課長 石原 千明

南山城村建設環境課 課長 末廣 昇哉

伊賀市人権生活環境部 次長 比口 博

名張市地域環境部 環境対策室 室長 恵村 和生

名張市地域環境部 環境対策室 係長 上角 健将

笠置町税住民課 主査 矢野 邦彦

南山城村建設環境課 主任 矢部 晋平

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 事務長 田中 稔美

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 吉藤 祐基

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 津久井 統文

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 辻井 堅一

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 森西 達也

■開 会

（伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 田中事務長）

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第1回伊賀市、名張市笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を始めさせていただきます。

本日の協議会開催に当たりまして、委員の皆様方全員おそろいをいただいておりますので、協議会規約第15条第1項の規定を満たしており、会議が成立していることをご報告させていただきます。

■法定協議会設置までの経緯（資料 P. 2～P. 4）

（伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 田中事務長）

法定協議会ですが、令和５年９月に発足しました任意の協議会との差別化を図るために法定協議会と呼ばせていただいております。

設置理由としましては、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するために、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理執行するということを目的として、令和６年４月１日に設置したものです。

平成２６年３月に伊賀市におきまして、さくらリサイクルセンター等の廃棄物の処理のあり方を今後どうするかということを考えるために、あり方検討委員会に諮問し、答申がされました。

その際には、将来的なごみ処理の広域化を伊賀市の基本理念とすべきという、ご助言をいただきました。

それから、平成３１年１月にはさくらリサイクルセンターの操業期限を令和１６年３月末までということで、地元の皆様方のご理解をいただきまして、操業延長することができました。

平成３１年３月には笠置町、南山城村、和束町で構成する相楽東部広域連合が運営します相楽東部クリーンセンターが休炉ということになりました。

その後、民間の処理施設に委託をするという状況になっております。

名張市におきましては、令和２年２月に、伊賀市、名張市の事務方の検討会を発足し、諸課題を踏まえたごみ処理施設のあり方の検討を行い、建設経費及び施設運営経費の削減効果が期待できるという検討結果がありましたので、両市による新しい施設でのごみ処理広域化の検討を行うという結論に至っております。

それから、令和４年１０月には、伊賀南部クリーンセンターの操業期限がさくらリサイクルセンターと同じく、令和１６年３月末までということで、地元との操業延長を決定しております。

令和５年３月に笠置町、南山城村につきましては、相楽東部クリーンセンターが休炉になったことから、施設の廃炉の検討の必要性、日量３ｔ程度の小規模施設を単独整備する困難さ、京都府内のごみ処理施設等への参画の困難さがある中で、伊賀市を中心市として形成している定住自立圏の構成市町村という繋がりもあり、伊賀市によるごみ処理広域化の検討に笠置町及び南山城村が参画することとなっております。

令和５年９月１日からは、４市町村の取り組みとなりますが、こういった諸課題を解決するために、任意の協議会を設置しました。

令和５年１０月１６日には第１回の協議会を開催しまして、これまでの課題の共有、４市町村でのごみ処理広域化の検討の開始、その体制のこと、検討スケジュールについて協議をいただいたところです。

令和５年１２月１０日には第２回協議会を開催させていただきまして、法定の協議会への

移行、ごみ処理広域化の基本構想を策定するための附属機関の設置、検討委員会の規約の内容、三重県及び京都府への届出理由書について協議をいただきました。

その後、令和6年2月から3月にかけて、4市町村それぞれの議会におきまして、法定協議会への移行、附属機関の共同設置についての議決をいただきました。

令和6年3月31日には移行を見据えまして任意協議会を解散し、令和6年4月1日には、法定の協議会へ移行しました。

あわせまして、基本構想を策定するための附属機関を共同設置しました。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見等はありませんでした。

■法定協議会の構成・事務所の体制（資料 P. 5～P. 9）

（伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 田中事務長）

法定協議会の構成ですが、まずは協議会としまして、本日お集まりいただいております各市町村長様、それから、オブザーバーとしてご出席をいただいております、京都府、三重県のご担当の方々と構成します協議会がありまして、その下に幹事会を置きたいと考えております。

幹事会の下には事務所を置きまして、特に事務所の職員については、各市町村から1名ずつ職員を出していただいて、さくらリサイクルセンターですでに事務を開始しているところです。

この法定の協議会と附属機関の検討委員会の関係ですが、基本構想を作るに当たって検討委員会に各市町村から諮問し、調査審議をいただいて、答申をいただくという関係性になるもので、特に上下の関係はございませんけれども、そういった連携をとるような関係性だというふうにご認識をいただけたらと思います。

また、法定協議会事務所の体制ということで、協議会の下には事務所がございます。

特にこの事務所の運営等につきましては、事務所の場所はさくらリサイクルセンターに置かせていただきます。

基本構想策定業務委託や検討委員会の報酬、その他共通経費につきましては、全額を伊賀市の予算に計上して執行しますが、それぞれの経費につきましては、4市町村均等割で負担をいただくということで、考えております。

令和6年4月1日に、この協議会を設置するに当たって4市町村の市町村長様の事前協議によりまして、あらかじめ会長及び副会長を選任いただいております。

会長には伊賀市長 岡本 栄 様、副会長は名張市長 北川 裕之 様にお願いをしたいと思います。

また、協議会、幹事会、事務所のそれぞれのお名前を掲載しておりますので、ご確認をいただけたらと思います。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見等はありませんでした。

■規約に基づく規程等の整備について（資料 P. 10～P. 18）

（名張市地域環境部 野口部長）

規程等の整備についてご説明させていただきます。

まず、本協議会の議決を求める趣旨についてです。

本協議会の事務につきましては、令和6年4月1日より4市町村の職員で構成する事務所ですでに事務をしていただいております。

事務に当たりましては規程等をもって執り行うこととしており、それが議事の規程の整備に関するものになります。

本来であれば会議を経て定めることとなっておりますが、4月1日より事務処理を進める必要から、後程説明をします、幹事会会則、公印取扱要領、個人情報取扱要領につきましては、一旦協議会の文書決裁にてすでにお認めをいただき、事務を進めさせていただきます。

本日はこれら規程につきまして、改めて会議の場でご承認いただきたく、提案させていただきます。

そのような経緯もありますので、資料及び説明につきましては、要約のみとさせていただきます。

また、文書取扱要領、情報セキュリティポリシー、緊急時対応計画、事務決裁規程につきましては、非常に事務処理の細部にわたる規程になっておりますので、本日の協議会では、概要と方向性についてのみ協議をさせていただき、ご承認いただきたいと思います。

ご承認いただきましたら、後日、詳細の方作成の上、それにつきましては、持ち回り決裁をして進めさせていただきたい、この点についてもあらかじめのご承認をいただきたいと思います。

幹事会会則案です。

協議会規約第12条の規定に基づきまして、協議会事務を円滑に処理するために幹事会を設置し、第2条で所掌事務、第3条で幹事会の構成、第4条では幹事会の会議について定めております。

公印取扱要領案です。

第1条で趣旨、第2条では公印の名称等、第3条では公印の保管及び使用責任について定めております。

個人情報取扱要領案です。

個人情報の取扱に際しての基本方針、個人情報の漏えい防止措置、個人情報の利用に係る不正行為発生時の措置に関する事項を定めたものです。

文書取扱要領案です。行政文書の取扱い、行政文書の保存期間、決裁の順序、行政文書の整理、簿冊の保管・保存を定めております。

なお、資料に記載はございませんが、文章を適正に処理するために事務長を文書管理責任者とし、それを補佐する事務主任を置くこととします。

文書の受領、配布、收受及び発送に関すること、行政文書の整理保管、保存及び廃棄に関すること。文書事務に関する指導及び改善並びに調査に関すること等について、これらで円滑な処理を進めていきたいと考えております。

情報セキュリティポリシー案です。

基本方針として、協議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策について、基本的な事項となります。

また実施手順として、情報セキュリティ対策を実施するための汎用的な手順書を定めていきたいと考えております。

緊急時対応計画案です。

情報セキュリティポリシーの違反等により、情報資産に対するセキュリティ侵害案件が発生した場合、または発生する恐れがある場合で、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施することで、被害の最小化、または未然防止を図るために定めております。

具体的には計画の目的、対象とする情報セキュリティインシデント、インシデントハンドリングの具体的な手順、平常時の事前準備、予防について定めることといたします。

事務決裁規程案でございますが、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案決裁の適正を図るために本規程を定めることとします。

具体的には決裁の事案や決裁の順序等です。

なお、詳細については後日詰めて参りますが、協議会の会長決裁になる事項としては、議会に対する提案、報告承認等を求める事項の他、附属機関への諮問事項を決定する等、その他特に重要な事項に関することを想定しております。

また、幹事会座長の専決事項、これも定めますが、協議会に関すること、検討委員会に関すること、その他重要な事項に関することといたしております。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見無しで承認となりました。

■基本構想検討委員会の委員候補者の決定について（資料 P. 19）

（笠置町税住民課 石原課長）

ごみ処理広域化検討基本構想検討委員会の共同設置規約第6条第1項に、委員会の委員は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任するとあります。

よって、本日決議いただき、候補者が決定しましたら、後日伊賀市長様に選任していただく手続きとなります。

基本構想検討委員会の委員候補者については、記載の方々を候補者にしたいと考えております。

4市町村からは、それぞれ、副市長、参事、副村長の皆様、三重県からは環境共生局、資源循環推進課長様。京都府からは、総合政策環境部循環型社会推進課長様でございます。

学識経験者として、立命館大学理工学部環境都市工学科教授様、三重大学大学院工学研究科准教授様、公益社団法人全国都市清掃会議技術部長様、地域代表としては花垣地区住民自治協議会代表者様、桐ヶ丘地区住民自治協議会代表者様、名張市地域づくり代表者会議代表者様、笠置町区長会代表者様、伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会 南山城村委員様を候補者として考えております。

特に、学識経験者、それぞれの市町村地域代表者様におかれましては、従前より4市町村に関わりが深い方々であり、適正な役職の方だと考えております。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見無しで承認となりました。

■基本構想検討委員会への諮問内容について（資料 P. 20）

（伊賀市人権生活環境部 瀧口部長）

基本構想検討委員会への諮問内容について、ご説明申し上げます。

諮問内容の案は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村におけるごみ処理広域化に関する基本的な構想の策定に関することとなります。

検討すべき事項といたしましては、広域化に向けた基本的事項を整理する基礎調査、現状分析、人口やごみ量等の将来予測、事業方式等、ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討、その結果を踏まえた広域化の検討と整理等となります。

広域化の検討と整理においては、計画目標の設定、組織運営体制、実施スケジュール、財政計画、その他留意事項等を諮問内容として検討することとしております。

このような内容で、基本構想検討委員会に諮問させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見無しで承認となりました。

■今後のごみ処理広域化検討のスケジュール（案）の確定（資料 P. 21～P. 22）

（南山城村 建設環境課 末廣課長）

まず、令和6年4月1日に伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会が設置され、同日附属機関として、伊賀市、名張市笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討委員会を共同設置いたしました。

京都府及び三重県にすでに届け出済みでございます。

続きまして、本日第1回の検討協議会を開催し、次第にございます通り、規約に基づく規程の整備について、検討委員会の委員候補者の決定について、検討委員会の諮問内容について、また今後のスケジュールについて協議をしているところでございます。

続きまして6月3日、第1回検討委員会を開催予定でございます。

主な内容といたしましては、委員の委嘱、委員長、副委員長の選任等でございます。

続きまして9月上旬に基本構想策定業務委託契約締結を予定しております。

これを受けまして、11月下旬から12月上旬に第2回検討委員会を予定しております。

主な内容としたしましては基礎調査、広域化に向けた現状分析、将来予測を予定しております。

そして令和7年1月になりますが、第2回の検討協議会を開催する予定としているところでございます。

こちらにつきましては、基礎調査について、広域化に向けた現状分析について、将来予測について、令和7年度予算案及び事業計画案を検討していくということになっております。

それから令和6年度の最後でございますが、令和7年3月に検討委員会を実施予定としております。

こちらにつきましては広域化事業に必要な検討事項、施設整備について、業者アンケート項目確認を予定しているところでございます。

次に、令和7年度になります。

4月に昨年度末の検討委員会を受けまして、第3回の検討協議会を予定しております。主な内容は、広域化事業に必要な検討事項について、施設整備について、業者のアンケート項目について予定しております。

続いて7月でございますが、第4回の検討委員会を実施予定でございます。

主な内容は、業者アンケート結果報告、広域化の検討と整理を行って参ります。

そして8月には第4回の検討協議会を実施予定です。

こちらでは業者アンケート結果について、広域化の検討と整備について協議をしていく予定でございます。

その後、10月に基本構想の中間案の作成を行い、パブリックコメントを実施して参りたいと思っております。

これを受けまして11月の第5回の検討委員会でパブリックコメントの結果報告、基本構想最終案のとりまとめを行っていただきます。

令和8年1月に第6回の検討委員会を実施し、答申内容を取りまとめて参ります。

最後に令和8年2月には第5回の検討協議会を予定しております。

主な内容は基本構想の成果報告ということで、こちらが最後の締めの手続きでございます。

以上が2年間にわたるごみ処理広域化検討のスケジュール案となります。

⇒上記のことについて、委員様よりご意見無しで承認となりました。

■その他（各委員等）

名張市長：ありがとうございます。何よりもこうして4自治体で法定協議会をスタートさせることができましたことを本当にありがたく思っております、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

一方で、私どもの場合は、伊賀南部クリーンセンターということで、今操業しておりますけれども、お話にもありましたように令和16年3月までの操業延長ということでござ

いますので、いわゆるエンドが決まっているところでございますので、スタートしたばかりではありますけれども、その時期に間に合うように、ぜひこの後の様々なスケジュールを、あと十分検討を詰めていただいて、できるだけスムーズに進めていただければありがたいなということをお願いさせていただいて、一言とさせていただきます。

ありがとうございました。

笠置町長：ありがとうございます。この事務局、協議会に基づいて進めていただくわけでございますけれども、やはり期限までにスケジュール通りにスムーズに進むように、皆さん協力いただきたいと思います。やはり進めていく過程の中で各市町村、いろんな意見なんかも出てくるかと思っておりますので、それはそれで、各市町村ごとのしっかりと意見集約という形で、できるかぎり私自身もしっかりと取り組んでいきますので、どうかよろしくお願いいたします。

南山城村長：南山城村村長の平沼でございます。

本日はどうもありがとうございました。

相楽東部クリーンセンターの休炉後ですが、相楽東部3町村でのごみ処理は、伊賀市さんの方で大変お世話になっておりますこと、まず御礼申し上げます。

またこの度、ごみ処理広域化検討の参画にお誘いいただきました、伊賀市長様にも、感謝申し上げます。

また本日、第1回の法定協議会を開けましたこと大変喜ばしく事務局の皆さんにも、感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

その上でですね、府県を跨いだ定住自立圏の事業として、これまで以上に多角的な行政サービスに取り組んでいける機会を得られましたことは、村といたしましても非常にありがたいことであります。今後も積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、事業スケジュールが非常にタイトなもので、また、それぞれが違う個性を持つ4市町村がですね、まとめていただいてですね、実現に取り組む、事務局の皆さんで大変だと思いますが、ご苦労かけますがどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

伊賀市長：やはり大きな事業でありますので、やっぱり、それぞれの市町村民の皆さん方の、しっかりとご理解が大きな力になっていくと思っておりますので、これからいよいよ今日から走りだしたわけありますので、しっかりとそれぞれの市町村が広報啓発をですね、進めて、理解を本当に市民レベルからしていただくということが大事なと思います。

それともう1つ答申が出ました、いや、やりましょうという中でですね、いつ頃にタイ

ムスケジュールが上がってくるのがいいのかよくわかりませんが、心づもりとして、こういう場所があるのかなという、やはり皆さんに、いろいろ心がけていただいきたいなというところでもあります。

三重県：今日はまず4市町村で集まってこの法定協議会が開始されたこと。大変喜ばしく思います。

この法定協議会の設置目的でもあります、持続可能なごみの適正処理、ここがやっぱり一番、このごみ処理の中では重要なことだと思っていて、これからの人口減少の中で、また高齢化によるごみの減少、またその資源循環の強化によってもごみの減少がしていく、こういった中で、施設を持って維持管理していくってことは一定のコストが常時かかり続けてきて、その中で安定的にごみ処理が、どういう形が望ましいのかということをし、しっかりこの場で議論いただけるようにご助言させていただきたいと思います。

また国の方からも、ちょうど令和6年3月に、長期2050年に向けた広域化、集約化の計画を都道府県に作るというふうな通知が来ておりまして、これでもですね、日本全体が人口減少していく中で、ごみをどうやって持続的に処理していくのか、あとは資源循環をより一層強化、どのようにしていくのか、災害廃棄物処理をどうしていくのか、こういった観点から、圏域を超えた施設の広域化、集約化を検討するという案等、意向が示されています。

また、この検討にあたっては、拠点となるところにつくるというものの以外にも、各市町が分散して施設を持つ、焼却するものと資源となるものを別の所に作るであるとか、あとは立地条件によって民間を活用する、そういった案を国のほうから示されています。

そういったことも踏まえて、あらゆる面から検討がなされるように、ご助言させていただきたいと思います。

京都府：本日ですね、伊賀市さん、名張市さん、笠置町さん、南山城村さん、ごみ処理広域化検討協議会という法定協議会にこぎつけられた、これまでのご努力ですね、これからも大変ですけども、京都府もこれまで一緒に協議をさせていただいたんですが、大変ご苦労があったと思っています。

大変敬意を表したいと考えております。

京都府内ですね、ごみ処理の広域化につきましてはですね、現在7つの一部事務組合等がございますが、やはりごみ処理の広域化進めるに当たりましては、構成される市町村さん、それからやはり住民の皆さんがですね、メリットを共有できることがやっぱり一番重要なことではないかというふうに考えております。

京都府といたしましてもですね、オブザーバーといたしまして地域の事情に応じた広域的な処理体制の構築に向けまして、関係市町村間の広域的な調整、しっかりとですね、支援させていただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

■閉 会

（伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会 田中事務長）

岡本会長、委員の皆様方、長時間にわたりまして、ご審議いただきましてどうもありがとうございました。

それから、三重県の西田様、京都府の笠原様におかれましては遠方からお越しいただき、また助言をいただきまして本当にありがとうございました。

次回の、第2回協議会につきましては、令和7年1月頃を予定しております。

この頃には、基本構想の検討委員会の中で、ある程度の現状分析ができていると思いますので、そのことについての情報共有をさせていただけたらというふうに考えております。

それでは、第1回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後3時05分